第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条　法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあっては、零円）とする。

手数料を納付すべき者	金額
一　新規検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一　完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車　千百円 ロ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千二百円（電子申請による場合にあっては、千円） 二　登録識別情報（法第十八条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請がなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下一時抹消登録識別情報という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車　千百円 三　限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） イ　検査対象軽自動車　千二百円 ロ　検査対象軽自動車以外の自動車　千三百円 四　その他の自動車 イ　小型自動車　二千円 ロ　検査対象軽自動車　千四百円 ハ　小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車　二千百円
二　継続検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一　保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車　千百円 ロ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千二百円（電子申請による場合にあっては、千円）
二　限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車　千百円 三　構造等変更検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一　小型自動車　二千円 二　検査対象軽自動車　千四百円 三　小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車　二千百円
四　予備検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一　一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車　千百円 二　限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） イ　検査対象軽自動車　千二百円 ロ　検査対象軽自動車以外の自動車　千三百円 三　その他の自動車 イ　小型自動車　二千円 ロ　検査対象軽自動車　千四百円 ハ　小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車　二千百円

附　則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。ただし、第二条中道路運送車両法関係手数料令第一条第二項を削る改正規定、同令第二条第一項の表の改正規定及び同条を同令第三条とし、同令第一条の次に一条を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三